

前橋市新最終処分場整備事業 基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市環境部ごみ政策課

前橋市新最終処分場整備事業 基本設計業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本市では現在2箇所の最終処分場を運用していますが、令和16年度に残余容量がゼロとなる予測です。このため、新最終処分場を整備する必要があり、平成29年度に前橋市最終処分場施設整備方針、平成29年度～令和元年度に建設候補地の選定、基本構想を策定し、令和2～4年度に基本計画を策定してまいりました。

今後はこれまでの検討を踏まえ、新最終処分場の整備工事のため、基本設計業務を経た後に実施設計業務を進めます。なお、実施設計業務にあたっては、基本設計業務で得た成果品の見直し、手戻りを避け、円滑で安定した業務を進められるよう、基本設計業務と実施設計業務には一貫性が重要と考えています。そのため、基本設計業務と実施設計業務の受託者は同一であることが望ましく、後の実施設計業務については基本設計業務の受託者との随意契約を予定しています。(業務の出来如何によってはその限りではありません。)

そのため本業務では、入札額のみで契約相手を決める一般競争入札ではなく、価格のほかに応募者と業務従事者の経験、企画提案書の内容等を公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、委託業者を選定します。

2 業務の内容・概要

(1) 業務名 前橋市新最終処分場整備事業 基本設計業務

(2) 業務内容 新最終処分場整備に係る基本設計

詳細な業務の内容については、別紙「仕様書(案)」のとおり。

なお、契約時における仕様書は、優先交渉者として選定された応募者の企画提案内容に応じて変更することがあります。

3 予算額・見積限度額

この業務に係る予算上限額は52,910,000円(令和6年度分10,000,000円、令和7年度分42,910,000円。消費税及び地方消費税相当額を含む。)であり、業務委託料の積算にあつては予算の範囲内とします。

4 契約期間・履行期間

令和6年12月半ばから令和8年3月10日まで(債務負担行為)

5 応募資格

このプロポーザルに参加しようとする応募者は、次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施してください。

- (1) 令和6年度前橋市測量建設コンサルタント入札参加資格において、「土木関係建設コンサルタント業務のうち廃棄物部門」に入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと（破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。）。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 前橋市指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 最終処分場基本設計を国又は地方公共団体等から受注し、過去10年の間（平成26年度（2014年4月）から令和5年度（2024年3月）まで）に完了した実績がある者※。
※最終処分場：（一般廃棄物・産業廃棄物ともに可）（オープン型、クローズド型ともに可）
国又は地方公共団体等：公共関与団体、廃棄物処理センターを含む。
貯留構造物及び浸出水処理施設の新設（改修は含まない）が検討されているもの。
貯留構造物または浸出水処理施設のみ、貯留構造物嵩上げ、跡地整備、処分場閉鎖のような限定的な検討業務は該当しない。
- (8) 受注形態は単体企業とすること。

6 技術者要件

このプロポーザルに参加しようとする応募者は、本業務の履行に際し、以下の要件を満たす技術者を配置することとします。なお、照査技術者は、主任技術者及び担当技術者との兼任は認めません。

- (1) 自社の社員（令和6年7月31日時点で3か月以上の雇用関係がある者）であること。
- (2) 業務の技術上の管理を行う主任技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門一選択科目（①廃棄物・資源循環②廃棄物管理③廃棄物管理計画又は廃棄物処理のいずれかを選択しているものに限る。）又は総合技術監理部門一選択科目（衛生工学一般及び①廃棄物・資源循環②廃棄物管理③廃棄物管理計画又は廃棄物処理のいずれかを選択しているものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者）であること。
- (3) 成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者は、主任技術者に定める資格を有するものであること。
- (4) 土木設計を担当する担当技術者は、技術士（建設部門一選択科目（①土質及び基礎②鋼構造及びコンクリート③河川、砂防及び海岸・海洋④道路⑤施工計画又は施工設備及び積算）に合

格し、同法による登録を受けている者) であること。

7 スケジュール

| | |
|-------------------|------------------------------|
| プロポーザル公告日 | 令和6年7月16日(火) |
| プロポーザル実施要領・仕様書の公表 | 令和6年7月16日(火) |
| 質問受付期間 | 令和6年7月16日(火)～令和6年9月6日(金) |
| 質問書への回答 | 令和6年9月11日(水)まで随時回答 |
| 第一次審査提出書類受付期間 | 令和6年7月16日(火)～令和6年7月31日(水) 必着 |
| 第一次審査 | 令和6年8月第1、2週予定 |
| 第一次審査結果の通知 | 令和6年8月第4週予定 |
| 第二次審査企画提案書受付期間 | 令和6年8月第5週～令和6年9月第3週予定 |
| 第二次審査 | 令和6年9月30日(月) 予定 |
| 第二次審査結果の通知 | 令和6年10月第1週予定 |
| 契約締結、業務開始 | 令和6年12月第2、3週予定 |

8 質問受付及び回答

本実施要領、別紙仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書(様式3)に記入し、次の方法で提出してください。

| | |
|--------|---|
| 質問受付期間 | 令和6年7月16日(火)～令和6年9月6日(金) |
| 質問様式 | 別紙 質問書(様式3) |
| 提出方法 | E-mailで提出してください。 電子メール: gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp |
| 質問回答 | 競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、前橋市ホームページ上に公開します。 |
| 留意事項 | ・電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」としてください。 ・定められた様式以外での質問は行わないでください。 ・電子メール以外での質問は行わないでください。 ・説明会は実施しません。 |

9 応募の手続き等

「5 応募資格」「6 技術者要件」をすべて満たしたうえで本プロポーザルに応募する者は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 第一次審査

- ① 受付期間 令和6年7月16日(火) から令和6年7月31日(水) 午後5時まで(必着)
- ② 提出先 〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市環境部ごみ政策課施設整備室(担当:阿久澤、金井、柴崎)
TEL:027-898-5846
- ③ 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による。

④ 提出書類および部数

- (ア) 第一次審査提出書類（表紙） 2部（別紙様式1-1）
(イ) 業務実績書 2部（別紙様式2-1）
実績確認書類を含む。
(ウ) ○○技術者経歴書 2部（別紙様式2-2、2-3、2-4）
雇用関係確認書類、資格証明書、実績確認書類を含む。
(エ) 参考見積書（内訳明細書を含む） 各2部（様式任意）
基本設計業務の見積書のほか、必ず実施設計業務の見積書も提出してください。

(2) 第二次審査

第一次審査の結果通知書により、第二次審査の知らせがあった応募者は、次のとおり書類を提出してください。

また、企画提案書の提出を辞退する場合は、第二次審査辞退届（様式1-4）を提出してください。（提出方法は下記と同じ。）なお、企画提案書提出後の辞退はできません。

- ① 受付期間 令和6年8月第5週から令和6年9月第3週予定 午後5時まで（必着）
② 提出先 〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市環境部ごみ政策課施設整備室（担当：阿久澤、金井、柴崎）
TEL:027-898-5846
③ 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）してください。

④ 提出書類および部数

内容等については、「10 企画提案書の内容と作成要領」を参照してください。

- (ア) 第二次審査企画提案書（表紙） 2部（別紙様式1-2）
(イ) 第二次審査企画提案書仮表紙 10部（別紙様式1-3）
(ウ) 第二次審査企画提案書 10部

(3) 提出書類の取り扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、本市からの依頼または合意がある場合を除き、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤ 資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

10 企画提案書の内容と作成要領

(1) 記載内容

企画提案書の作成にあたっては、次に掲げる内容について提案してください。

① 実施方針

(ア) 業務実施方針（業務に対する考え方）

本業務を行うにあたっての方針、実施体制（支援体制など）、工程について提案してください。

(イ) ライフサイクルコストの抑制について

ライフサイクルコストの抑制に向けた考え方、手法について提案してください。

② 特定テーマ

(ア) 建設地の特性を踏まえた施設設備について

建設予定地は谷地形にある主に農耕地であり、別紙地質調査の結果によれば、地下水位が高く複雑です。現時点では、前橋市新最終処分場基本計画に記載している遮水構造を検討していますが、課題、対応方法、代替案等について記載してください。

(イ) 最終処分場の廃止・浸出水処理施設の稼働停止に向けた取り組みについて

新最終処分場の埋立物の大半は焼却灰を見込んでいることから、この最終処分場を廃止する条件が整う段階になっても、原水のカルシウムイオン濃度や塩化物イオン濃度は当面は高いままであると想定しています。

下流域には農業利水者がおり、塩化物イオン濃度が高い場合の影響に配慮して相応の流量が確認できる放流箇所まで約2.6kmの放流管路を整備する予定です。

カルシウムイオン濃度は、最終処分場の廃止に必要な水質検査の項目ではないことから、最終処分場の廃止に伴って浸出水処理施設を稼働停止させることもできますが、その場合には高濃度のカルシウムイオンを含んだ浸出水が放流管路を閉塞させるようなことが生じるのではないかと懸念しています。

また、最終処分場の廃止手続き以降、長大な放流管路の維持管理を避けるために浸出水処理施設からの放流先を近隣水路等に変更することも検討したいが、農業利水者への塩化物イオンなどの影響を懸念しています。

最終処分場並びに浸出水処理施設を、周辺地域の生活環境に支障を生じさせず、かつ早期に廃止するための方針や取り組み、または懸念事項は起こり得ないなど、その根拠となる事例等を記載してください。

(ウ) 脱炭素化に向けた取り組みについて

前橋市新最終処分場基本計画では、脱炭素化に向けた取り組みを検討しています。新最終処分場における脱炭素に向けた方向性や取り組みについて、手法や期待される効果等を記載してください。

(2) 留意点

- ① サイズはA4版の両面印刷（左長辺とじこみ）で作成し、全体として12ページ以内としてください。やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4版サイズに折込んで1ペー

ジとしてください。これらに基づきプレゼンテーションの際に説明してください。

- ② 企画提案書については、応募者の名称、またはそれがわかるようなマーク等の使用はしないでください。

1 1 審査

本実施要領及び仕様書に定める事項を満たした者について、選定審査委員会において企画提案書等の審査を行い、優先交渉者を選定します。

第一次審査（書類審査）により評価点数の上位5者を選定し審査結果を通知します。選定した5者から企画提案書の提出を受けた後、提案内容をより理解するために、第二次審査として企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行い、各審査委員の評価点数の合計が最も高い者を優先交渉者として選定し、交渉を行います。

(1) 審査日程

- ① 第一次審査 選定審査委員会事務局において客観的評価を行う。

期 日：令和6年8月第1、2週予定

結果通知：令和6年8月第4週予定

(ア) 電子メールにより結果を通知します。

(イ) 第二次審査該当者には企画提案書の提出日時を通知します。

- ② 第二次審査 選定審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

期 日：令和6年9月30日（月）予定

(ア) 時間、場所は該当者に個別に通知します。

(イ) 参加人数：入室は3名までとします。

(ウ) 提案時間：1者ずつの呼び込みとし、説明20分以内、質疑10分とします。

(2) 審査の観点

審査項目・評価基準・配点は下記のとおりです。第一次審査及び第二次審査の評価点合計が満点の5割未満の者は、候補者として選定しません。

①第一次審査

(ア) 企業の評価・配置予定技術者の評価（客観的評価）

企業の実績について 評価基準：類似業務の実績数 （配点10）

配置技術者の実績について 評価基準：類似業務の実績数 （配点10）

(イ) 価格点（客観的評価）

基本設計の見積価格 評価基準：予算上限額との差 （配点15）

実施設計の見積価格 評価基準：見積価格の高安 （配点10）

②第二次審査

(ア) 実施方針

業務実施方針について 評価基準：合理性、妥当性 （配点 9）

ライフサイクルコストの抑制について 評価基準：合理性、妥当性 （配点 6）

(イ) 特定テーマ

設問（ア） 評価基準：問題点の整理、解決方法、有効性 （配点15）

設問（イ） 評価基準：問題点の整理、解決方法、有効性 （配点15）

設問（ウ） 評価基準：方向性・取り組み、手法・効果、有効性 （配点10）

（3） 審査結果

- ① 第二次審査結果は書面を郵送します。
- ② 審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けません。また、審査結果に関しての異議申し立ては受け付けません。

（4） 選定審査委員会

選定審査に当たっては、選定審査委員会を設置し、委員会が評価基準に基づいて応募者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、候補者を選定します。

（5） 失格事項

次のいずれかに該当する場合、失格とします。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 本業務の履行が困難だと認められる状況に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 資格要件を欠く場合
- ⑥ 見積金額が、本要領3 予算額・見積上限額に記載の予算上限額を超える場合、著しく高額な場合
- ⑦ 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく審議に支障をきたす行為等により選定審査委員会委員長が失格であると認める場合

（6） その他留意事項

① 応募者に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が関係する事業等の実地調査を行うことがあります。

② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

③ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、第1次、第2次審査それぞれの応募者に通知するとともに、第二次審査の結果は前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、令和6年12月半ばを予定しています。

12 契約

（1） 市は、選定された優先交渉者を本業務に係る随意契約の見積書の徴取相手方とし契約交渉を行います。優先交渉者は、契約前に市と内容協議するものとし、この際、市は提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることもあります。具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。

（2） 選定された優先交渉者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手方とします。

- (3) 選定された優先交渉者が、第一次審査提出書類の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがあります。
- (4) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。
- (5) 契約保証金は前橋市建設工事等契約保証金取扱要領第2条により、契約金額の100分の10以上の額を納めてください。
- (6) 業務委託料の支払は、各年度の検査合格後に支払うものとし、また、各年度の出来高予定総額の10分の3以内を前払金として支払うことができます。

1.3 添付資料等

(1) 添付資料

- ①前橋市新最終処分場整備事業 基本設計業務 仕様書（案）
- ②位置図（広域・詳細）
- ③地質調査報告書（抜粋）
- ④各様式

(2) 参考資料

- ①前橋市新最終処分場適地選定報告書（概要版）（全体版）
- ②前橋市新最終処分場基本構想（概要版）（全体版）
- ③前橋市新最終処分場基本計画（概要版）（全体版）

参考資料は前橋市ホームページの該当ページで確認ください。

<https://www.city.maebashi.gunma.jp>

ホーム > 組織から探す > 環境部 > ごみ政策課 > お知らせ

1.4 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町2丁目12番1号

前橋市 環境部 ごみ政策課 施設整備室

担当 阿久澤、金井、柴崎

電話番号 027-898-5846

FAX 027-223-8524

Email: gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp